

総務省情報通信審議会 第4次中間答申に対し意見書を提出

「コピー1+9」に強く反対

当協会は、地上波デジタル放送におけるコピー制御のあり方等に関する総務省情報通信審議会第4次中間答申に関する意見募集に対し、平成19年9月13日付けで、コピーワンスを緩和する提言に強く反対する意見を提出しました。

同中間答申は、現在地上波デジタル放送に用いられているコピーワンスを緩和し、コピーワンジェネレーションとし、ただし、コピーワンジェネレーションによるコピーの回数を9回に制限することを内容とする提言を行っています。コピーワンスは放送をコピーして子をつくることはできるが孫コピーはできないのに対して、コピーワンジェネレーションは孫コピーまで可能とするものです。

当協会は、私的録画補償金の受け皿を協議した私的録画委員会が、平成6年1月21日の中間報告書でコピーワンスを要望とした頃から、コピーワンスを要望してきました。それは、孫コピーが可能であるということは、何個でもコピーがつかれることになり、著作権者の正当な利益が害されるばかりでなく、海賊版の横行も懸念されるからです。

特に、今回提言されている「コピー1+9」への移行は、DVDなどの映像パッケージ商品・有償ダウンロード販売によって制作資金の回収をはかることが予定されている映画やアニメーションなどの映像コンテンツについては影響が非常に大きく、映像パッケージビジネスの破壊につながりかねません。

今回の中間答申は、技術の進歩によって漸く実現したコピーワンスの緩和を提言するものであるにもかかわらず、緩和の必要性和根拠について説得的な説明がなされているとは言い難いものと考えます。

同審議会に提出した意見は下をクリックしてご覧ください。

～ デジタル・コンテンツの流通の促進に向けて ～

「21世紀におけるインターネット政策の在り方」

(情報通信審議会 平成13年諮問第3号 第4次中間答申)

「地上デジタル放送の利活用の在り方と普及に向けて行政の果たすべき役割」

(情報通信審議会 平成16年諮問第8号 第4次中間答申)

に対するJVAの意見

以 上